

平成 27 年(行ウ)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告 国

2016 年(平成 28 年)10 月 31 日

長崎地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋 謙 一

原告ら第 4 準備書面の骨子

第 1 本件は裁量権論の枠外の問題であること

原告らは、第 1 準備書面において、本件事業の利水の前提となっている佐世保市の平成 24 年水需要予測(以下単に「平成 24 年予測」と言います)は、結果が先にあり、それに数字を合わせただけのものであり、まともな予測ではないと、従いまして、それに基づく本件事業も当然違法無効であると、指摘しました。

これに対して被告はその第 1 準備書面で、水道事業者である佐世保市には広大な裁量権があることをまず強調しております。

しかし、今申しましたように、本件は、佐世保市が、故意に水需要をねつ造しているというのが原告らの主張の根幹ですから、そもそも裁量論が問題になるものではありません。仮に問題となるにしても、故意にねつ造しているのですから、当然に逸脱・濫用に当たります。

第 4 準備書面では、この点をまず指摘しております。

第 2 被告は手法等の変更の理由を説明できない

原告らが、平成 24 年予測を故意にねつ造されたものであると確信しているのは、過去の予測と比較したからです。いつの時代においても過去の予測は、常に石木ダム建設の必要性を担保する程度に水不足となっています。そしてなぜか毎回違った手法を採用したり、事情を考慮したりします。これはまさしく、結果に

合わせて手法や考慮事由を選んでいるからです。

平成 24 年予測においては、それが著しく顕著であり、SSK の水需要を特別の手法で取り上げたり、ハウステンボスを小口需要に組み替えたり、負荷率や安全率の基準を変更したりと、それこそあの手この手のごまかしをしています。このことを原告らは第 1 準備書面で詳細に指摘しました。

これに対して被告は、過去の予測については一切反論せず、平成 24 年予測についてのみ「どの手法を選択するか、どの事情を考慮するかは水道事業者の裁量の範囲である」と言い逃れをします。

しかし、原告らは「過去の予測を見れば、佐世保市がほしい数字になるように選択しているのは明らかである」と主張しているのです。

これにまともに反論するためには、被告は、平成 24 年予測において過去の予測とは違う手法、事情考慮がされていることを認めたくらんで、なぜ変更したかについて合理的理由を説明しなければなりません。しかし被告は、変更した合理的理由を説明せず、「変更するのか佐世保市の勝手だ」とうそぶいている始末です。

これはまさしく、原告らの指摘が正しい明白な証拠です。

第 3 保有水源に対しては反論さえできない

さらに、保有水源の問題については、反論さえしていません。他の項目については、先ほど述べましたようにいい加減なレベルの反論をしているのですが、それさえ、できていません。しかも 10 月 28 日現在、まだできていません。

保有水源についての反論がこれほど著しく遅れているのは、言うまでもなく、原告らが第 1 準備書面で指摘した問題が的を射ていたからです。佐世保市は何とか保有水源を少なくしようとあれこれ画策し、地権者や市民はおろか、収用委員会さえごまかしてきましたが、法律の専門家である裁判所に対してはさすがにうまくごまかせず、おそらく四苦八苦しているのでしょう。

この一事をもってしても、平成 24 年予測がでたらめで、結果先にありきで、結果を導くためにねつ造されたでたらめの予測であること明らかです。

第4 このように、こと利水に関しては、本件事業は全く必要性がないことは明らかであり、少なくとも、地権者の意思を踏みにじてまで行う正当性が全くない違法かつ無効な事業であることは明白です。

以上が、原告らの第1準備書面で主張したことの骨子です。

以上